

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市学校給食食材費支援補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	コロナ禍における原油価格・物価高騰等の中、給食費を補助することにより、保護者に負担をかけず、児童生徒等に対する栄養バランスの整った給食を実施する。
補助事業者	児童及び生徒の保護者
補助対象経費	学校給食に使用する食材費（物価高騰分）
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	給食費の10%を上限とする
	○少額（5万円以下）補助金の理由 小学校 284円×10%=28.4円 中学校330円×10%=33円 年間の給食回数を200回とすると、 小学校1人当たり@28.4円×200回=5,680円 中学校1人当たり@33円×200回=6,600円
補助率等	給食費の10%を上限とする
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法  給食費を増額（保護者の負担増）することなく、栄養バランスや必要量を保った給食を維持し、安全安心な食材の購入することが目的であるため。
補助制度開始	令和4年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 保護者に文書で周知
事業担当	（担当部署） 学校教育課
	（電話番号） 58-7351